

# 細則

## 第1章 選挙管理

(選挙事務の管理)

第1条 選挙管理委員会は、評議員、理事の選挙及び監事の選出事務の管理運営を行う。

第2条 理事長は、選挙及び選出結果の報告を受け、これを理事会に報告し、会員に公表する。

(選挙管理委員会)

第3条 理事長は、理事及び評議員の任期の終了する日のおおよそ6ヶ月前までに選挙管理委員会を発足させる。

第4条 選挙管理委員会は、理事会によって選出された理事2名及び評議員5名の選挙管理委員からなり、委員は、理事長から委嘱される。なお、委員には同一分野から2人以上は就任できない。

第5条 選挙管理委員会の委員長は委員の互選による。

第6条 選挙管理委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。文書による意思表示は出席と見なさない。

第7条 選挙管理委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第8条 選挙管理委員会の議事録は委員長が作成し、委員2名が署名した後、学会事務局に保管する。なお、選挙管理委員会は公開しない。

第9条 選挙管理委員会の事務の一部を学会事務局に委託することができる。

(投票及び開票)

第10条 選挙は、すべて郵便による投票をもって行う。

第11条 投票は、選挙管理委員会から送付された投票用紙により、すべて無記名とする。

第12条 投票用紙への記入方法及び投票の締切日は、その都度、選挙管理委員会が指定するところによる。

第13条 投票の効力は、選挙管理委員会の決定による。細則第14条の規定に触れない限り投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第14条 次の場合は、投票を無効とする。

- (1) 投票用紙に署名捺印した場合
- (2) 指定された以上の人数を書いた場合
- (3) 投票の到着が締切日を過ぎた場合

(当選者)

第15条 選挙において、有効投票数が多い順に定められた人数までを当選とする。得票数が同

数であるときは、年長順とする。

## 第2章 評議員及び理事の選出

### (評議員の選出)

第16条 評議員の選出は、本会会則に定めるほかは、次の手順により行う。

- (1) 選挙管理委員会は、評議員選挙を、学会誌、ニュースレターあるいは文書により公示し、立候補の締切日を提示する。
- (2) 立候補を希望する者は、本人の立候補の意思を、2名の現評議員による推薦の署名のある文書をもって選挙管理委員会に届け出る。届け出文書には、本人の所属する分野が記載されているものとする。現評議員による立候補者の推薦は、2名までとする。現評議員が次期評議員に立候補する場合は、推薦の署名を要しない。
- (3) 候補者は、細則第17条の諸条件を満たす者でなければならない。
- (4) 選挙管理委員会は、候補者について審査し、その結果を理事長に報告する。理事長は、理事会の同意を得て、必要と認められる者を候補者として推薦できる。
- (5) 選挙管理委員会は、候補者名簿に基づいて、正会員及び名誉会員による選挙を行う。
- (6) 候補者数が評議員の定数の上限を超えない場合には、選挙に換えて信任投票とすることができる。

### (評議員の資格)

第17条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。

- (1) 正会員であって、かつ会費を納入していること。
- (2) 細則第20条に示された分野において15年以上の業績があること（ただし、大学における専任講師相当以上であれば可）。
- (3) 正当な理由無く連続3年間にわたり評議員会を欠席していないこと。

### (評議員の資格喪失)

第18条 正会員の資格が無くなった場合は、自動的に評議員の資格を失う。

### (理事の選出)

第19条 理事の選出は、本会会則に定めるほかは、新しく選出された評議員により、次の手順で行う。

- (1) 選挙管理委員会は、新しく選出された評議員に対して、理事選挙を公示し、立候補の締切日を提示する。
- (2) 立候補を希望する者は、本人の立候補の意思を、2名の新しく選出された評議員による推薦の署名のある文書をもって選挙管理委員会に届け出る。新しく選出された評議員による立候補者の推薦は、1名までとする。ただし、候補者は新しく選出された評議員でなけれ

ばならない。

(3) 理事長は、理事会の同意を得て、必要と認められる者を候補者として推薦できる。

(4) 選挙管理委員会は、候補者名簿に基づいて、新しく選出された評議員による選挙を行う。

(5) 候補者総数が会則第 16 条 (1) に定める理事の定員の上限を超えず、かつ、細則第 20 条に記載した各分野別の定員を著しく超えない場合には、一部の分野または全ての分野の選挙に換えて信任投票とすることができる。

第 20 条 理事の選挙における投票は、候補者の中から下記の分野ごとにそれぞれの人数を連記して行う。

- (1) 法生物分野 3 名
- (2) 法薬毒物分野 2 名
- (3) 法化学分野 2 名
- (4) 法工学分野 3 名
- (5) 法文書分野 1 名
- (6) 法心理分野 1 名
- (7) 現場鑑識分野 1 名
- (8) 法学その他 1 名

なお、各分野別の理事の定員は原則として次のとおりとする。

- (1) 法生物分野 7 名
- (2) 法薬毒物分野 4 名
- (3) 法化学分野 4 名
- (4) 法工学分野 6 名
- (5) 法文書分野 2 名
- (6) 法心理分野 2 名
- (7) 現場鑑識分野 2 名
- (8) 法学その他 1 名

第 21 条 各評議員がどの分野に属するかは、評議員立候補届け出文書に記載のとおりとし、複数の分野に属することも可能である。

第 22 条 それぞれの分野ごとに得票数の多い者の順に当選者とする。複数の分野で理事に選ばれた場合は、得票数の多い分野の理事とする。複数の分野で理事に選ばれ、得票数が同数の場合は、次点の者の得票数の少ない分野の理事とする。

(監事の選出)

第 23 条 理事会により推薦された監事候補者について、理事の選挙と同時に、評議員による信任を得る。

第 24 条 理事長は、役員選挙の後、すみやかに新しく選出された理事を招集し、次期理事長を選出させる。

### 第 3 章 事務局

(事務局長)

第 25 条 事務局長は会則第 22 条における庶務担当理事の長とする。

(事務職員、書記及び幹事)

第 26 条 事務局には事務職員、書記及び幹事を置くことが出来る。

2 書記及び幹事は正会員の中から事務局長が選任する。

### 第 4 章 会費

(会費)

第 27 条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額 7,000 円とする。
- (2) 学生会員は、年額 3,500 円とする。なお、会費納付時ごとに、学生であることを証明する書類を提出すること。
- (3) 賛助会員は、年額 10,000 円で 3 口以上とする。

### 付則

本細則は、評議員会における承認があった日から実施する。

(平成 7 年 12 月 12 日制定)

(平成 10 年 11 月 14 日改正)

(平成 12 年 11 月 8 日改正)

(平成 13 年 5 月 14 日改正)

(平成 13 年 11 月 7 日改正)

(平成 16 年 1 月 6 日改正)

(平成 16 年 11 月 10 日改正)

(平成 17 年 2 月 1 日改正 (名称変更) )

(平成 23 年 11 月 16 日改正)